

法学部早期卒業Q A集

【早期卒業 一般】

Q. 飛び入学制度との違いは何ですか。

- A. 早期卒業は3年次終了時において優秀な成績で卒業に必要な単位を修得した者につき、特別に卒業を認定するという学部の制度です。飛び入学は3年次終了時において一定の要件を満たした場合、学部を卒業していない者にも特別に入学を認めるという大学院の制度です。法学部には、法学研究科及び司法研究科への進学者を対象とする早期卒業制度があり、法学研究科および司法研究科は、飛び入学を認めています。
- したがって、法学部から両研究科のいずれかへ進学する場合、早期卒業が利用できれば3年次終了時に卒業し、そうでなくても飛び入学制度によって3年次終了時に退学して、進学することができます。詳細は、『ネットワーク法学部』「大学院」のページを参照してください。

Q. 早期卒業するメリットは何ですか。

- A. 3年間で学士学位を取得することができ、1年早く本学法学研究科または司法研究科に進学することができます。

Q. 現在の院生の中で早期卒業した人はどれくらいいますか。

- A. 年によって異なりますが、法学研究科博士前期課程の約15～20%の学生が早期卒業生です。

【早期卒業の要件・手続】

(早期卒業希望登録)

Q. 3年次生の途中から早期卒業を目指すことはできますか。

- A. できません。2年次の年度末に登録申請し、早期卒業候補者になった人だけが早期卒業できます。詳細は、『法学部履修要項』の「同志社大学法学部早期卒業運用細則」を参照してください。

Q. 2年次から法学部へ転入した場合にも、早期卒業制度を利用できますか。

- A. 早期卒業希望登録の対象者は、2年間、本学法学部に在籍していた人に限られます。転入した人には、早期卒業の希望登録を認めていません(運用細則4条)。編入、転学部、再入学で入学した人も同様です。また、入学後に休学をした人も、早期卒業制度は利用できません。

法学部早期卒業Q A集

Q. 進学先を法学研究科とするか、司法研究科とするかで迷っています。早期卒業希望登録の際に、進学希望先の大学院を一つに決めなければなりませんか。

A. 併願が可能ですので、一つに決める必要はありません。両研究科の入学試験を受験したうえで、自分の進路を決めてもかまいません。

(早期卒業要件科目)

Q. 『サマープログラム』や『スプリングプログラム』、『セメスタープログラム』へ参加した場合には、早期卒業要件科目として算入されるのですか。

A. 早期卒業要件科目として算入されます。運用細則第2条や第3条の第2項に「ただし、入学前の大学等で取得した単位、単位互換、留学等により、他大学で取得した単位については、早期卒業要件科目として算入しない。」とあります。ここで算入しないとしているのは、読み替え（認定）を行わないといけない科目であり、本学の科目で成績がつくものについては該当しません。

Q. 外国語科目単位認定制度によって認定（TOEIC等）された単位は、早期卒業要件としての必要単位に含まれますか。

A. 『プラクティカル・イングリッシュ1～4』は早期卒業要件としての必要単位に含まれます。

(法学研究科・司法研究科の入学試験)

Q. 法学研究科・司法研究科では、年2回、入学試験が実施されていますが、どちらの試験を受けてもよいのですか。

A. 早期卒業候補者は、法学研究科は春期入学試験（2月下旬実施予定）、司法研究科は後期入学試験（2月上旬実施予定）のみ受験可能です。なお、飛び入学制度を利用する場合、法学研究科は春期入学試験しか利用できませんが、司法研究科では前期入学試験（8月下旬実施予定）を受験してもかまいません。

法学部早期卒業Q A集

Q. 法学研究科を受験する場合、学部在学学生特別選抜入学試験を受けることはできますか。

A. できます。早期卒業の成績要件（3年次終了時にGPA 3.0以上）を満たしている場合は、学部在学学生特別選抜入学試験の要件（GPA 2.5以上）も満たします。

Q. 司法研究科を受験する場合、英語優秀者特別選抜入試を受験することはできますか。

A. できます。出願資格については、司法研究科の入学試験要項で確認してください。

Q. 司法研究科を受験する場合、法学未修者試験と法学既修者試験のいずれを受験すればよいですか。

A. どちらを受験してもかまいませんし、併願も可能です。

（その他）

Q. 早期卒業の登録期間中日本にいないのですが、早期卒業希望登録書を代理または郵送で提出できますか。

A. 代理または郵送で提出できます。ただし、成績発表前に、履修指導予定教員（3年次演習担当予定教員）署名欄に署名押印をもらう必要がありますので、前もって教員に相談し、その教員の了承を得ておいてください。また、修得単位数・修得単位数に対するGPA欄は、成績発表後記入してください。なお、代理提出の際は郵送か、学生証のコピーに委任状を作成し、提出期間内に代理人を通じて、所定用紙を提出してください（希望登録受付期間に演習登録があるので、その際にも委任状を忘れないこと）。

法学部早期卒業Q A集

【早期卒業候補者】

Q. 早期卒業候補者は4年次配当科目を履修できますか。

A. 4年次に配当されている科目を3年次に履修することはできません。

Q. 早期卒業候補生になったら3年生の時に卒業見込み証明書は発行してもらえますか。

A. 卒業見込に関する証明は、本学法学研究科春期入学試験（2月下旬実施予定）、または本学司法研究科（2月上旬実施予定）に合格した後でなければ発行できません。

Q. 候補者になったあと、早期卒業できなくなった場合はどうなりますか。

A. 3年次で修得した単位は、すべて卒業必要単位として算入しますが（他学部設置科目や自由科目は除く）、4年次の年間最高登録単位数は、3年次に44単位を超えて登録した単位数を44単位から減じた単位数となります（学期最高登録単位数は34単位）。

4年次の春学期末（9月）で卒業必要単位数を満たしたとしても、その時点で卒業をすることはできません。

【その他】

Q. 教職課程をとりながら早期卒業もしたいのですが。

A. 学部3年間で教職免許を取得することはできませんが、大学院でも教職課程科目を履修し、教職免許を取得することはできます。詳しくは免許資格課程センターにご相談ください。

Q. 大学院でも現在のゼミの先生と同じゼミに入れますか。

A. 大学院では、いわゆるゼミはありません。しかし、修士論文を提出するには、「論文指導」という科目を履修し、指導教授による指導を受けなければなりません。ゼミの先生が、修士論文を提出する年度の「論文指導」を担当されていれば、修士論文の指導教員を3年次演習と同じ先生にお願いすることは可能です。